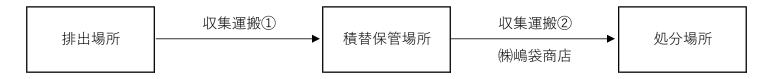
## 【契約書について】

㈱嶋袋商店との産業廃棄物の処理委託契約は積替保管施設を経由しての処理契約になります。



契約書A 収集運搬①の契約 ・・・排出事業者と収集運搬①の会社の二社契約

契約書B 収集運搬②の契約 ・・・排出事業者と収集運搬②【㈱嶋袋商店】の二社契約

契約書C 処分の契約・・・・排出事業者と処分会社【㈱嶋袋商店】の二社契約

契約書D 収集運搬②・処分の契約・・・排出事業者と収集運搬②・処分会社【㈱嶋袋商店】の二社契約

\* 協議事項欄に収集運搬①と②の会社を記入できるようにしています。

契約書E 収集運搬・処分の契約 ・・・排出事業者と収集運搬①②・処分会社【㈱嶋袋商店】の二社契約

【処分】 \*積替保管場所~処分場所の㈱嶋袋商店との収集運搬の契約も必要です。

- ●契約書A・B・Cを使用・・・収集運搬①と収集運搬②と処分の契約書を分けたい場合 \*㈱嶋袋商店が押印するのは契約書B・C
- ●契約書A・Dを使用・・・収集運搬②と処分の契約書が1枚でいい場合 \*㈱嶋袋商店が押印するのは契約書D
- ●契約書Dを使用・・・自社運搬等で、収集運搬①の契約が必要ではない場合

【収集運搬・処分】 \*排出場所~処分場所の運搬が㈱嶋袋商店のみの場合。

●契約書Eを使用